

高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成20年10月支出分および平成21年3月支出分）に関する住民監査請求について，地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので，その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成21年12月7日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	山下稔
同	辻正雄

高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成20年10月支出分および平成21年3月支出分）に関する住民監査請求の監査結果について

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

住所・氏名 省略

### 2 請求書の受付

平成21年10月13日

### 3 請求の要旨（原文）

- (1) 高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成20年10月支出分）に関するもの

別紙事実証明書(①競輪場臨時職員への餞別に係る歳出管理票写し，  
②離職餞別金支給明細書写し（注）事実証明書については省略した。）  
記載の通り，氏名不詳の高松市職員は，日給制で日々雇用する氏名を  
非開示とした特定の臨時職員1名に対する餞別金として，平成20年

10月15日に金781,890円の公金を必要もないのに違法に支出した事実が認められる。高松市の臨時職員は、保育所の保育士だけでも300人近くいるものの、退職に際して「餞別金」を支出したことはないのである。保育所以外の臨時職員にも「餞別金」を支出したことはないのである。高松市の臨時職員に関する賃金規則・勤務規則等では、「餞別金」を支出する定めは何らなされていないのである。

本件餞別金に係る公金支出は、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものであって、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の餞別金に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

(2) 高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成21年3月支出分）に関するもの

この住民監査請求は、高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成21年3月支出分）に関するものであり、その趣旨は、高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成20年10月支出分）に関するものと同趣旨のものであるので、詳細は、省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

(1) 高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成20年10月支出分）に関するもの

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

(2) 高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成21年3月支出分）に関するもの

「(1)高松競輪場臨時従事員に対する離職餞別金に係る公金支出（平成20年10月支出分）に関するもの」に同じ。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件両請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項等

本件両請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、高松競輪場臨時従事員（以下「従事員」という。）に離職餞別金を支給する資金として、高松競輪場臨時従事員共済会（以下「共済会」という。）に対し、同共済会離職餞別給付事業交付金（以下「本件交付金」という。）を交付し、共済会を通じて従事員に離職餞別金を支給したことが、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

なお、本件各請求の要旨では、市職員が、従事員に対し、直接、離職餞別金として公金支出したとの内容となっているが、同添付の事実証明書からも明らかなおり、市職員は、直接、従事員に離職餞別金を支給しておらず、その資金を、共済会に対し、本件交付金として交付して公金支出しているため、監査対象事項を上記のとおり整理したものである。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、本件交付金の公金支出に

つき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成21年10月26日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

## 2 監査対象部局

本件監査対象部局は、産業経済部競輪局事業課である。

## 3 監査結果の援用

本件住民監査請求2件については、請求人の平成21年9月25日付け提出に係る住民監査請求と同一理由の監査請求であることから、同年11月18日付け高松市監査委員告示第18号の監査結果を援用する。

## 第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

### 1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

#### (1) 本件交付金支出の相手方である共済会の概要

##### ア 共済会の設立経緯およびその目的・組織構成等

共済会は、従事員のうち、試用期間中である者等を除いた者を会員として組織された任意団体であり、昭和44年4月1日に、従事員の相互共済および福利厚生を図るとともに、会員相互の親睦に努めることを目的として設立され、その設立に際して高松競輪場臨時従事員共済会規約（以下「規約」という。）を定めている。

その組織の構成は、従事員からなる一般会員と、高松市自転車競走実施規則に定める執務員のうち開催執務委員長（以下「委員長」という。）から指名された特別会員からなり、会長1人、副会長1人および専務理事1人を含む理事13人、監事2人の役員を置き、役員に

よって理事会が構成されるとともに別に選出される評議員によって評議員会が構成されている。理事のうち8人は一般会員から、残る5人は特別会員から選出されるが、一般会員から選出されている理事については、評議員会の推薦により高松競輪開催執務委員長の職にある会長により委嘱されている。副会長には、理事のうち互選により選出された者が充てられ、専務理事には、特別会員から選出された理事のうち高松市競輪局事業課長の職にある者が充てられる。監事は、特別会員のなかから委員長が指名する者1人、評議員会の推薦により会長が委嘱する1人がなり、評議員は、一般会員30人につき1人の割合で会員の互選により選出された者と、特別会員から委員長が指名した5人からなる。

そして、それらを構成する会員の資格は、規約第7条で、従事員として雇用されなくなったとき、その翌日から資格を喪失すると規定されている。

#### イ 共済会の運営および事業活動等の状況

共済会は、従事員の相互共済および福利厚生を図るとともに、会員相互の親睦に努めることを目的に、規約第10条に規定する共済給付事業、場内における軽食、喫茶等の運営事業およびその他福利厚生事業を実施しており、その運営費用は、会員から徴収する年額600円の会費と、市から受ける離職餞別金の給付に伴う経費相当額の交付金およびその他福利厚生事業の事業実施に必要とする経費の一部に充当される市からの交付金などによって賄われている。

共済給付事業としては、結婚祝金、出産祝金、30年勤続祝金、入学祝金、災害見舞金、傷病見舞金、死亡弔慰金、退会金および離職餞別金の給付があり、理事会の承認を得て給付している。

場内における軽食、喫茶等の運営事業については、競輪場の利用者へのサービスの向上を目的とし、軽食・喫茶事業の健全な経営に努めている。

その他福利厚生事業においては、レクリエーション計画の樹立および実施、その他理事会において必要と認めた福利厚生事業を行ってお

り，必要に応じて，会員の福利厚生と親睦を図るための旅行や他都市の公営競技場における共済制度，福利厚生事業等の状況を視察する研修なども行われている。

#### ウ 共済会が行う離職餞別給付事業の概要

共済会が行う離職餞別給付事業は，一般会員が資格を喪失したときに，離職餞別金を給付するというものであり，規約第24条の規定により，離職当時の基本日給の6日分に相当する額に従事期間を基準とした適用率を乗じて算定した額の金銭を給付するものとされており，その適用率は次表のとおりである。

従事期間	適用率
1年以上5年まで	100分の60
6年以上10年まで	100分の70
11年以上20年まで	100分の80
21年以上30年まで	100分の90
31年以上離職まで	100分の80

離職餞別金給付の特例として，規約第24条の2第1項では，会員が65才に達したことによりその資格を喪失したときは，上記により算定した額の100分の200に相当する額に23万円を加算することとし，規約第24条の2第2項では，従事期間が5年以上の会員で60才を超え65才未満の者が自己の意思でその資格を喪失したときは，上記により算定した額の100分の170に相当する額に15万円を加算することと定めている。

そして，その算定に係る従事期間は，規約第25条の規定により，年度を単位とすることとし，①1開催のうち5日以上従事した場合は1開催とみなし，5日に満たない場合は開催回数に算入せず，②年間開催回数の3分の2以上の回数に従事した場合は1年とし，3分の2に満たない回数に従事した場合は算入しないこととし，会員になった年と資格喪失の年のいずれもが3分の2に満たない場合は，これを通算し，3分の2に達したときは資格喪失の年を1年とするが，③年および開催回数の算定に当たり，次表に掲げる事由によって従事しなかった場合は，その日数の範囲内における従事該当日について，従事

したものとして算定することとしている。

事 由		算 定 期 間
産 前 ， 産 後		それぞれ 6 週間
結 婚（子の結婚を含む）		3 日 間
忌引	一 親 等 に 限 る	6 日 間
	兄弟，姉妹（姻族を含む）	それぞれ 1 日間

また、規約第 26 条では、この規約施行前に離職し、再び雇用されることとなった者の前の従事期間については、離職餞別金の給付の対象としないものとするのが規定されている。

そして、これら離職餞別給付事業により支給される離職餞別金は、その全額が市からの交付金により充てられている。

#### エ 共済会と市の関係

地方公務員法（以下「地公法」という。）第 42 条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定しており、同法第 43 条第 1 項は、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない。」と規定している。

共済会は、従事員の相互共済および福利厚生などを目的として設立され、従事員の福利厚生に関する事業であるレクリエーションの計画や実施、その他福利厚生に関する事業および共済制度に関する事業を行っているものであり、市は、共済会が行う事業に必要な資金の相当額を交付金として共済会に交付することにより、上記規定の趣旨にのっとった対応をしている。これは、従事員の身分の性質から給与条例主義の全面適用がないため、従事員が結成した労働組合と市との団体交渉の結果定められた規約に基づくものであるとしている。

#### (2) 共済会の構成員である従事員の身分および処遇等

##### ア 従事員の身分・勤務内容および処遇

##### (ア) 従事員の身分について

市は、従事員の身分について、地公法第 22 条第 5 項に基づい

て雇用された臨時的任用職員であり、同法第3条第2項に定める一般職で、職務の性質上、同法第57条の単純な労務に雇用される者としての特例が適用され、労働関係その他の身分の取扱いについては、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）附則第5項により、同法が準用されるものと認識している。従事員は、同法第5条により労働組合を結成することができ、高松競輪従事員組合（以下「従事員組合」という。）を結成しており、同法第7条による賃金その他の給与、労働時間、労働に関する安全、衛生および災害補償等、従事員に関する事項について、市と団体交渉を行うことができ、その結果合意された労働条件等に関することは、規約、高松競輪臨時従事員就業規則（以下「就業規則」という。）、高松競輪臨時従事員賃金規程（以下「賃金規程」という。）により定められている。

(イ) 従事員の勤務内容とその処遇

従事員の勤務の内容は、車券の販売および払戻しならびに入場観客サービスに関すること等であり、競輪の1開催あたりの必要人員は、開催規模によりその都度異なるが、競輪の開催に必要な人材の大部分を占めており、その存在は競輪の開催に当たり必要不可欠なものとなっている。

従事員の採用は、就業規則により定められ、選考試験としてペーパーテストと面接が行われ、その結果合格した者で試用期間中の競輪5開催の勤務成績が優秀である者が、雇用者名簿に登載されることが前提となっているが、平成21年4月1日現在における、雇用者名簿の登載者数は199人となっている。

そして、その雇用は、競輪開催の都度、雇用者名簿に登載された者の中から、必要人数が雇用通知書により通知され、通知書に記載された競輪開催の期間中（通常3日から6日間）において日々雇用されている。

また、その勤務日は、年間に300日以上ある競輪の開催日であるため、平日はもとより、土曜日、日曜日、祝日、年末年始に



もわたり、勤務時間は、1日6時間15分（休憩時間を含む。）となっている。

さらに、賃金は、就業規則第19条で、賃金の決定、計算、支払方法等は別に定めるとし、賃金規程により定められ、職種に応じ、1日5,900円から6,300円となっているほか、手当としては、開催に応じ支給される記念手当、盆手当、年末手当、正月手当や交通手当、精勤手当、前売早朝手当、併売手当、研修手当、時間外勤務手当および一時金がある。

#### イ 従事員と市が雇用する他の臨時的任用職員の異同

市で、人事課が採用する一般的な臨時職員（以下「臨時職員」という。）は、登録者の中から業務内容に適した者を選考により雇用しており、従事員と異なり、試用期間はなく、その身分は、従事員と同じく、地公法第3条第2項に定める一般職であり、同法第22条第5項に基づく臨時的任用職員となるが、その職務の内容については職員の一般事務の補助であり、従事員の職務が該当する同法第57条の特例による単純な労務に雇用される者とは異なっており、その労働条件は高松市臨時職員の雇用および勤務条件等に関する要綱（以下「要綱」という。）により定められている。そして、その雇用期間は、従事員が競輪の開催期間中のみ日々雇用されているのに対し、原則として6か月以内とされ、業務の性質上必要と認められる場合は、6か月を超えない期間で更新することができるが、雇用期間満了後、再度、同一の臨時職員を雇用する場合は、原則2か月以上の期間を経過した後でなければ雇用できないものとなっている。また、勤務日および勤務時間は、土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時まで（休憩時間は正午から午後1時まで）であり、従事員の勤務日が競輪開催日の土曜日、日曜日、祝日および年末年始を含んでいる点や勤務時間においても異なるものとなっている。

臨時職員の給与については、職員の給与に関する条例第25条では、

任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給するとされ、要綱第10条では、日給または時間給とされ、その額は、資格、業務内容および正規職員との均衡を考慮して、予算の範囲内でそれぞれの職種ごとに別に定めている。平成21年4月1日現在の臨時職員の時給は810円で、日給に換算すると4,050円であり、各種手当については支給されていない。

(3) 本件交付金の支出とその必要性・適法性

ア 本件交付金支出とその必要性

本件交付金の対象は、共済会が従事員に給付する離職餞別金であるが、平成20年10月15日に支出した78万1,890円は、給付対象勤務年数が15年の中途離職者1人に対するものであり、また、平成21年3月31日に支出した25万8,420円は、給付対象勤務年数が11年の中途離職者1人に対するものとなっている。

従事員は、前述のとおり、地公労法第5条により、労働組合を結成することができることから、従事員組合を結成し、同法第7条により、賃金その他の給与、労働時間、労働に関する安全、衛生および災害補償等、従事員に関する事項について市と団体交渉を行い、これらの労働条件を双方の合意による規約に定めている。

本件交付金による離職餞別金は、この規約に基づいて給付されるものであり、市は、これを予算措置した上、共済会に交付しており、その交付額は、離職に伴い給付を受ける会員について規約に基づき算定した離職餞別金の額であり、その全額が市の負担となっている。

現在ある全国47競輪場の従事員に対する離職餞別金の支給状況をみると、離職餞別金を支給している競輪場が31場、支給したことがない競輪場が4場、過去に支給していたが現在は支給していない競輪場が12場で、そのうち競輪事業の包括委託に伴い支給を取りやめた競輪場は6場であり、現在、なお多くの競輪場で従事員に対して離職餞別金が支給されている現状が認められ、その支給の必要性があるとの認識を窺わせている。

そして、市は、離職餞別金の性質について、勤続中の貢献に対する

功労補償や退職後の生活保障金などを含むものであり、退職金と同様の性質を有するものと考えており、それは従事員が競輪の開催日にのみ必要とされる人員であり、年間の開催が土曜日、日曜日、祝日を中心として300日以上となる競輪事業の運営に当たり安定した雇用を確保するために、長期間継続的に雇用者名簿の中から繰り返し雇用する実態などを考慮し、その職務の特殊性や他の競輪場での離職餞別金の支給状況からみても離職餞別金の支給は必要なものであると認識している。

イ 本件交付金に関する公金支出手続と本件交付金の使途

市は、共済会から、高松市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第3条に基づき、離職餞別給付事業に係る補助金等交付申請書、事業計画書および収支予算書の提出を受け、その内容を審査した結果、申請にかかる交付金は、競輪事業労務関係の円滑な運営を行う上で従事員の雇用安定を図るために有意義であることから適正なものと認め、同規則第5条により、補助金等交付決定通知書により通知するとともに、補助金等交付指令書により、共済会に対し、高松競輪場臨時従事員共済会離職餞別給付事業交付金を高松市会計規則第79条第1項第3号による概算払で支出し、その交付金は、共済会において離職従事員に対して、規約で定めている勤務年数に応じた離職餞別金として支給され、その後、共済会から補助事業等実績報告書および収支決算書の提出を受けて精算しており、それらの事務手続は、次のとおり行われていた。

(ア) 平成20年10月支出分

- ・ 補助金等交付申請書提出年月日      平成20年9月7日
- ・ 交付金支出年月日                      平成20年10月15日
- ・ 交付金支出額                            78万1,890円

内訳

規約第24条の規定による額	37万1,700円
規約第24条の2第2項の規定による特例適用加算額	
	41万190円

- ・補助事業等実績報告書提出年月日 平成20年10月31日
- ・精算日 平成20年10月31日

(イ) 平成21年3月支出分

- ・補助金等交付申請書提出年月日 平成21年3月10日
- ・交付金支出年月日 平成21年3月31日
- ・交付金支出額 25万8,420円
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 内訳            |           |
| 規約第24条の規定による額 | 25万8,420円 |
- ・補助事業等実績報告書提出年月日 平成21年3月31日
- ・精算日 平成21年3月31日

ウ 本件交付金支出の適法性および妥当性に関する市の認識

市は、本来、市の責務となる従事員の福利厚生に係る事業や共済制度を共済会が行っていることや、共済会による離職餞別給付事業が組合との労使交渉の結果、定められた規約に基づいて行われていること、支給される離職餞別金の金額が、平成20年10月支出分については、市の主催する競輪および他の競輪場の臨時場外車券売場業務に年間を通じて従事した従事員の年収額の3割程度、また、平成21年3月支出分については、同じく年収額の1割程度であり、社会通念上、許容される範囲のものであること、他の競輪場の支給状況と比較しても相当であると認められることなどの事情を総合的に評価し、本件交付金の交付は適正なものであると認め、議決された予算の範囲内で支出しているものであり、適法かつ妥当なものであると判断している。

2 監査委員の判断

(1) 本件交付金支出の必要性・適法性・妥当性について

ア 請求人は、従事員は他の部課で雇用する臨時職員と同じ臨時職員でありながら、市が、従事員に対してのみ、離職餞別金を支給し、その処遇を異にすることは違法であると主張しているため、まず、この点について検討する。

「監査により認められた事実」(2)のアで示したとおり、従事員は、施行者から、競輪開催日ごとに雇用されており、その身分は、地公法

第3条第2項で定める一般職であり、同法第22条第5項により雇用された臨時的任用職員ではあるが、その職務の内容が競輪場における車券の販売、払戻しおよび入場観客サービスに関するものであることから、同法第57条の単純な労務に雇用される者として特例が適用され、労働関係その他の身分の取扱いについては、地公労法附則第5項により、同法が準用される。このことは、臨時従事員の一般職の地方公務員たる身分の有無について確認した事件（東京地方裁判所・昭和57年（行ウ）第112号東京都11市競輪事業組合従事員就労請求事件）の平成2年2月22日判決が「従事員の労働関係その他の身分の取扱いについては、地公労法附則4項（現行法では第5項）により、同法および地方公営企業法第37条から39条までの規定が適用されることになる。」と判示していることから明らかである。

したがって、従事員は、同法第5条により労働組合を結成することができ、同法第7条により、賃金その他の給与、労働時間、労働に関する安全、衛生および災害補償等、従事員に関する事項については、団体交渉を行うことができることとなり、現に従事員は、従事員組合なる労働組合を結成し、使用者側と各種労働条件について団体交渉を行い、その結果成立した合意に基づく規約を定めているが、市が雇用する他の一般的な臨時職員にはこれらの権利は認められていない。また、「監査により認められた事実」（2）のイで明らかにしたとおり、市の雇用する一般的な臨時職員と従事員とは、その職務内容、勤務日および雇用形態などにおいて実質的に大きい相違があり、その身分や処遇など全ての面で同一視することはできないものと言わなければならない。この点に関する請求人の主張は失当であると判断する。

イ 次に、請求人は、市が、日給制で日々雇用する従事員に対して、市の臨時職員に関する賃金規則・勤務規則等において何ら定めのない離職餞別金を支出する必要はなく、その支出は違法・不当であると主張しているので、この点について検討する。

「監査により認められた事実」（2）のアの（イ）で明らかのように、従事員の雇用形態は日々雇用であり、従事員は、競輪開催日ごとに予

め登録された雇用者名簿から雇用通知により採用され、当該期日が終了すれば、原則的には雇用は打ち切りとなる。この点のみに着目すれば、退職金と同義と考えられる離職餞別金の必要性については、社会通念上、不要と言えるかも知れない。

しかし、従事員は、その職務の性質上、競輪開催時にのみ人員が必要とされ、またその必要人員についても競輪の開催規模により変動するため、その雇用においては、日々雇用されるという形態がとられてはいるものの、その実態としては、雇用者名簿に登載された従事員が繰り返し雇用されているものであり、本件離職餞別金に係る2人の給付対象勤務年数が15年および11年といずれも長期間に及んでおり、日々雇用という雇用形態とは乖離した実態となっている。

つまり、従事員は、日々雇用と言いながらも、現実としては、競輪事業を運営するに当たり、競輪が開催できるだけの人員の安定した確保を図るために、一旦採用し雇用者名簿に登載した後は、繰り返し継続して雇用することを前提とした特殊形態であることは明らかである。

従事員は、競輪開催時のみ必要とされる人材であることから、一般事業所の労働者のように常態的に勤務することはないものの、自らの職場を、一の職業として選択し、長年勤務を継続する点においては、他の期間の定めのない労働者と何ら異なるところはなく、市が、長年勤務した者の退職に際し、一般事業所において期間の定めなき労働者などに支給されている退職金に相当する給付を従事員に対して行うことが是認されないとする合理的理由は無く、これが認められなければ、かえって、社会通念上、均衡を欠くことになると考えられ、従事員に離職餞別金を支給することには合理的な必要性が認められるものと判断する。

そして、その支給額は、「監査により認められた事実」(1)のウおよび(3)のアで明らかなどおり、従事員の勤務年数から見ても社会通念上、逸脱しているものとは言えず、相当かつ妥当なものであり、本件交付金は、前述のとおり、市と従事員組合による労使交渉によって定

められた規約に基づき、従事員に支給することとなった離職餞別金に要する資金を市が予算措置し、所定の手続を経て共済会に支出されたものであり、その交付額は、従事者の離職に伴い共済会を退会する会員の離職餞別金の額に他ならず、市が全額を負担しているという事実からすれば、共済会における事業の一環という形態はとっているものの、実質的には、市自体が実施する事業であると言えるものであり、本件交付金の支出手続にも何ら違法な点は見当たらず、公金から本件交付金を支出したことは適法かつ妥当なものと認められる。

請求人は、市の他部門で雇用されている臨時職員に餞別金が支出されていないという事実のみを捉え、それとの比較において本件交付金は必要のないもので、かつ、何ら法的根拠もなく交付されたものとして、違法な支出であると主張しているが、従事員と他の臨時職員とは同一線上で論じることができないものであることは前述のとおりであり、請求人の主張は、従事員の雇用や職務の特殊性などを顧みない一方的な思考に基づく誤った見解と思料され、到底、是認することができない。

(2) 本件公金支出における法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に、請求人は、本件公金支出について法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反しており、違法な公金支出である旨の主張をしているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。本件交付金に係る公金支出については、前項までに論述しているところから明らかなおおり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算定された最少の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法な

ものとは言えず、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められないので、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上のことから、本件交付金の支出に関して違法または不当な公金支出の事実があるとは認められない。

### 3 市長に対する監査委員の意見

本件住民監査請求に対する判断において、離職餞別金を給付した共済会に対して公金から本件交付金を支出したことについては、違法または不当な公金支出とまでは認められなかったが、従事員の相互共済および福利厚生を図り、会員相互の親睦に努めることを目的として設立された共済会への交付金交付に当たっては、適切かつ公正なものでなければならないことは当然なことであり、常時、社会経済情勢の動向、民間企業や国・その他の地方公共団体などとの均衡、市の財政状況なども十分に考慮してなされなければならない。

また、平成15年度の包括外部監査結果報告では、競輪事業について「現状の車券発売収入の減少が続けば、今後の収支状況は極めて厳しいものとなることが想定され、人件費の削減率は十分ではないと考えられる。」として、人件費の見直しを指摘されている。

共済会による福利厚生事業は、従事員の労働条件にかかわるものであり、労使協議の対象となるものであるが、その協議結果については誠意を持って使用者責任を果たす一方で、関係規定を現状に即したものとなるよう整備することにより、広く市民の理解が得られるよう抜本的な改善に取り組むことを望むものである。